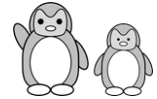


## 消費税の概要

令和 4 年 10 月作成

### ～インボイスの問題～



今回は現在存在している益税問題について簡単にお話しました。今回はこの益税問題を解消し、適正な消費税の課税を行う為として、国は新たに「インボイス（適格請求書）」制度を導入することを決めました。しかし、この制度はまた別の問題を生じることになります。今回はインボイス制度の概要と問題点について簡単にお話したいと思います。まずは簡単に前回までの復習をしてみます。コラム No. 123 の内容を抜粋すると、下記の表の場合、

	消費者	お店A	お店B	事業者C	合計
支払い(購入)額	1000	700	300	0	-
支払消費税額	①100	70	30	0	200
預かり消費税額	0	100	70	30	200
納付消費税額	0	30	40	30	②100

※①消費者が支払った消費税額と②各お店等が納付した消費税額が一致する

それぞれの事業者が、A 30 円 B 40 円 C 30 円 合計 100 円

を国に納められることとなります。次にインボイス制度が導入された場合を考えてみます。今回は、**お店 B がインボイスの発行できる登録(適格課税事業者)をしてなかった場合**を考えてみます。しかも今回は、お店 B は売上 1,000 万円を超えているために消費税を納税する義務があるものとします。そうするとどうなるのでしょうか。実はこの場合**影響を受けるのはお店 A です**。お店 B がインボイスを発行できない場合、**お店 A は消費税を納税する時にお店 B へ支払った 70 円を控除することができなくなります**。このことからお店 B が取引から排除されることが懸念されています。この場合、それぞれの消費税の納税額は下記の表の通りになります。

	消費者	お店A	お店B	事業者C	合計
支払い(購入)額	1,000	700	300	0	-
支払消費税額	①100	70	30	0	200
預かり消費税額	0	100	70	30	200
納付消費税額	0	100	40	30	②170

※お店Bが適格課税事業者でないことによりお店Aはお店Bへ支払った消費税70円を控除することが出来ず100円を国に納付する必要がある。

それぞれの事業者が、A 100 円 B 40 円 C 30 円 合計 170 円

を国に納めることとなります。本来の消費税はお店 A で商品を一般国民が購入した時に払った 100 円だけが国に収められるのが消費税における転嫁の仕組みであるはずでした。しかし、**インボイスが導入されると、中間業者のお店 B が納めるべき 40 円が二重に国に納められるのみならず、なんと事業者 C が納めるべき 30 円も二重に国に納められることになってしまうのです**。つまり、**国がこの 70 円分の益税を得ることになります**。確かにお店 B がインボイスの発行できる手続きを取れば良いだけと言う考え方もあるでしょう。しかし、**お店 B が免税事業者であるならば法律上、そもそもお店 B は消費税を国に納めなくて良いことになっています**。その分を国はお店 A に負担させるのみならず、**事業者 C が納めるべき消費税をお店 A に二重に払わせようと言うのが、このインボイス制度の隠されたポイント**です。これは前回お話した小規模事業者が少しばかり得る益税の比ではなんでしょう。果たしてこんなことを国に許してしまって良いのでしょうか？